

## 議案第 30 号

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例（平成 22 年おいらせ町条例第 17 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

特別参事の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例（平成22年おいらせ町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のおいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のおいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。